

ばらんす

第24号

編集発行

大田原市企画部企画政策課
男女共同参画係

〒324-8641

大田原市本町1丁目4番1号

☎ 0287-23-8701

FAX 0287-23-8748

本日お見合い中



2月7日(木)、アドバイザーの須藤さんがお仲人役となり、Tさん(提供会員)とりりちゃん(11ヶ月)・お母さん(依頼会員)の顔合わせ(ペアリング)があるというので、取材させていただきました。

ファミリーサポートセンター

0歳から小学3年生位までのお子さんを預けたい方(依頼会員)と預かってあげますという方(提供会員)を中心のアドバイザーが結びつけ地域ぐるみで子育てを支援する会員組織です。

昨年10月1日に活動を開始したファミリーサポートセンターの登録会員数は現在101名です。



りりちゃんはお父さんお母さんの3人家族です。お父さんは自営業のため、今後お母さんが仕事を手伝う事もあるので、ファミリーサポートセンターを利用してみようということになりました。

りりちゃんのことを、お人形が好き、おうたが好き、絵本が好きとお母さんが話すと、Tさんは用意していた、子どもの歌をカセットから流してくれました。するとりりちゃんはうれしそうに体を動かしリズムをとる。思わずみんなが微笑みました。

須藤さんの適切なアドバイスを受けながら、添い寝で寝ますか？おんぶで寝ますか？午前中に昼寝をしますか？と打ち合わせは進みます。

Tさんは「子どもから元気をもらい、楽しませてもらい、幸せをもらっています。小さいお子さんのいるお母さんは、たまにはお友達とティータイムや息抜きに利用して、ストレスを溜めない子育てをしてみませんか？そのためのお手伝いをします」と、熱心に話してくれました。

須藤さんは「提供会員に特別な資格はいらないが講習会などで勉強しています。子どもが好きという人に是非、会員になってもらいたい。ボランティアではなく、1時間600円の設定です。登録者が増えて、どんどんシステムを利用して欲しい」と話していました。

「お母さんにご用ができたら、りりちゃんに会えるね」とTさん。

かわいい手で"バイバイ"をして、お見合いは大成功でした。

お申込み・お問い合わせ / 市役所東別館 こども課内
ファミリーサポートセンター TEL20-0021

シリーズ

★ 指すはスマートな女性刑事 ★

今回は、新富町交番に勤務する女性警察官と車椅子社交ダンスインストラクターの登場です。

「中学から剣道を習い、ドラマの世界の女性警察官はカッコいいなあと思っていました」と話してくれるのは、新富町交番に勤務する奥山かなえ巡査。中学1年生の時に防犯ボスターに入選し、初めて警察署に行き、本物の警察官を間近に見たと言う。ドラマから思い描いていたよりは、穏やかでその中にもピリツとした緊張を感じたそうだ。

大学進学を目指していたが「剣道が強いのだから、警察官を目指したら?」と剣道仲間から言われ、特に大学でやりたい事も見つからない状態だったので、自分が習ってきた武術が生かせるなら…と、高校3年生の夏休みに決意し、採用試験を受験。警察学校での厳しい訓練を経て、昨年1月31日に現在の新富町交番の勤務となり、今まで警察官というより、地域の一人としてのつきあいが出来てきた。

笑顔の車椅子ダンス

タキシードに白い蝶ネクタイを締め車椅子に乗った男性が、優雅にフルツを踊る姿がテレビで放映されていました。番組では、車椅子の障害者と健常者が一緒に踊り、輝き楽しむのが車椅子ダンスと紹介されました。

その車椅子ダンスが大田原市でも行われているのをご存知でしょうか。



友人からは「夜勤や喧嘩の現場に行くのは大丈夫?」と聞かれるが「行け!と言わると即行く!考えている暇はありません」と笑う彼女は現在剣道3段。剣道の先生との約束は5段。「3段以上は男女混合の試合もあって大変だが、先生と約束したら段目指して頑張る」とキッパリと話す。

目指すは市民を守り、穏やかでスマートな女性刑事。未来の女性刑事は、今日も朝夕1時間、交番前に立ち、街の人達を見守る。

毎年、秋に開催される「福祉祭り」の舞台で車椅子フォークダンスが披露されています。指導は車椅子社交ダンスインストラクター鈴木憲子さんです。

鈴木さんと車椅子との出会いは、数年前、宇都宮市で開催された障害者の方々の文化祭、「お手伝いをしていた会場で、車椅子フォークダンスが行われていましたね。車椅子に乗り、着飾った障害者の方の表情がとても良く…。私もダンスが大好きで、つい飛び入りで参加させて頂きました。

大感激でした」と目を輝かせて語られました。その出会いがきっかけで、NPO「車椅子社交ダンス普及会」の講習を受け、平成16年7月ブルース、フルツ、マンボ、ルンバ、ジルバなどの実技試験に合格されインストラクター初級の認定を取られました。

県北で車椅子ダンスを本格的に楽しむ機会は少ないようですが、いつも感じる事は、車椅子の方が入念なお化粧をし、ドレスアップをして踊られる、そのとき最高の笑顔をされる。ダンスは初対面のパートナーとも、心を通わせる笑顔が一番大切で、その幸福の笑顔と、周りに見られていると、ドレステップをして踊られるのだそうです。「また、一緒に踊つてくださいね」と声を掛けられる鈴木さんは、「車椅子ダンスを通して、たとえ足腰が動かなくなつても好きなダンスが踊れる」と幸せに思つそうです。



男女共同参画講演会

共に生きる幸せなまちをめざして

平成20年1月20日(日)大田原市総合文化会館ホールにおいて開催され、吉永みち子さん(ノンフィクション作家)の講演と第6回女性の海外研修報告がありました。

講演

・テーマ：自分らしく生きる
講 師：吉永みち子さん



吉永みち子さんの講演から

『自分らしく生きる』ということは一人で生きていく人間です。それは精神的・経済的自立が必要です。精神的役割分担だけでは自立出来ず、誰かに縛つて生きるしかありません。

1999年男女共同参画社会基本法が成立する以前の日本の社会は、男女は生まれた瞬間に既に役割・生き方が決まってしまっていたのです。男性の箱・女性の箱の中で生きていけばよかつたのです。長い間、男女役割分担社会を構築しているのは男性だと思われ、男性は経済を、女性は生活を受け持っていました。これからは男女の箱を一つにして一人一人が自分で、自分らしく生きていくことが大切です。男らしさ女らしさではなく、自分らしさです。1億人の人がいたら1億人の生き方：らしさがあります。白いキャンバスに自分としての生き方を描いていく、何を考え自分に色を付けて生きていくか、自分はこう生きたい、自分としての芯を一本通すことで

個人の権利の追求について、過去は人間としてでなく男性だからと言うことで尊重されていたのです。結婚30年の夫が死んだ場合、妻は25年生きのび、妻が死ぬと夫の寿命は3年という統計もあります。男女共同参画課程から、男女共同参画家庭へ協力し合っていくのです。家事育児は女にやらせると言うことで低くみています。この考え方をフリーにしなければ、家事育児参画は先へ進みません。育児休暇について、育休を取った者と取らない者が同じく評価されないと、解決になりません。男女が2週間ずつ育休を取る、そうして育休体験を共有するという方法もあります。日本の中間は難しく逆風が吹いています。世間といつ「じりり…壁がさまざまなものにあります。さまざまな生き方を認め、この「じりり」を超えて、広い社会をつくることです。自分らしく生きることについて、ゆりもどしがあります。うまくまわすには問題解決が必要です。

男女共同参画は、女性のための政策ではなく、男性も楽になれるのです。「共に生きる

幸せなまちをめざして」ですが、「めざして」ということは、と共に生きることがまだ達成されていない、これからどう生きるか考えることです。過去は役割分担の世の中であり、これからは『自分らしく生きる』ことであり、これが『自分らしく生きる』ことであり、これで生きる現状は過渡期です。自分を出せる人の生き方を認める社会にしなければなりません。問題の根を男女で考えて、今という過渡期を乗り切ることです。



子育てサポート認定マーク「くるみん」を知っていますか？

次世代育成支援対策推進法（通称『次世代法』）に基づく、子育てサポート企業である事を示す認定マーク（通称『くるみん』）の表示許可が施行から2年目の昨年8月、栃木県内の第1号として東芝メディカルシステムズ株式会社（大田原市）に付与されました。

通称『次世代法』は我が国における近年の急速な少子化を踏まえ、次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育つ社会を目指し平成17年4月の施行から10年の时限立法として成立しました。

法律は両親が共に子どもを育てる事が基本との考えに基づいています。しかし、子育ては家庭の守り手である母親（女性）が行い、父親（男性）は外で働き経済的に家庭を支えるとの考え方が社会に根強くあります。次世代法は従来の働き方の見直しを事業主に求め、子育てと仕事が両立する男女共同参画社会を目指すものです。具体的には子どもが産まれたときの育児休業取得、男性にも半数の企業が認めています。が実状です。東芝メディカルシステムズ㈱は、昨年一人の男性が育児休暇を取得した実績が大きく評価され認定に至りました。



制度がありながら取得が出来ない要因は職場環境、働く人の意識が大きいと考えられています。男性社員が抜けると継続しない。〈私がいなければ〉との誇りは大切ですが、企業としては仕事が共有財産化されていない。危ない会社といえないでしょうか。子育て以外でも、その人が抜けれる可能性があるからです。日常的に後輩を育てる。ノウハウの共有財産化を図ることが大切なのは…。また仕事と生活（人生）のワーク・ライフバランスを、仕事が忙しく子育て（生活）の時間がないとの、仕事一筋的風潮から、子育てを含めた様々な人生の価値を考えた事と、仕事はほどほどで良いとの考え方で大切かと思います。ワーク・ライフバランスは、仕事ではなくメリハリのある効率的な仕事を提案されるものです。先進力案の考え方ではなく、メリハリのある効率的な仕事をと提案されるものです。先进性は最も低いと言われる我が国の労働生産性も、活力を戻し向上するのではと期待されています。そして、両親が共に心を合わせて携わる子育ては、少子高齢化社会を担う次世代の子どもたちに、最も大切な人間性がやしなえるのではないでしょうか。

私たちも身近な商品、広告に認定マーク『くるみん』を見つけ、エールを送りませんか。

配偶者暴力防止法が変わりました!!

「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」の一部が改正され、平成20年1月11日から施行されました。

今回の改正のポイント

保護命令制度の拡充

①生命・身体に対する脅迫を受けた被害者も保護命令の申し立てができるようになりました。

②被害者に対する電話・電子メール等（以下項目のとおり）が禁止されました。

- 面会の要求
- 行動の監視に関する事項を告げること等
- 著しく粗野・乱暴な言動
- 無言電話、連絡しての電話・ファクシミリ・電子メール（緊急やむを得ない場合を除く）
- 夜間（午後10時～午前6時）電話・ファクシミリ・電子メール（緊急やむを得ない場合を除く）
- 汚物・動物の死体等の著しく不快又は嫌悪の情を催される物の送付等
- 名誉を害する事項を告げること等
- 性的羞恥心を害する事項を告げること等又は性的羞恥心を害する文書・図画の送付等

③被害者の親族等も接近禁止命令の対象となりました。

詳しくは、配偶者暴力被害者支援情報サイトをご覧ください。

<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html>

編集委員募集

「ばらんす」（年2回発行）の編集ボランティアを募集しています。

年齢・性別は問いません。

申し込み

企画政策課男女共同参画係

TEL 23-8701

編集後記

住む人が輝く、心やすらぐ幸せ度の高いまちをめざして、市全体が始動していることを実感しています。

「ばらんす」の使命は、それを伝えすることだと考えます。24号お届けいたします。



栗原 敏子 鈴木えい子
住吉すみ子 谷辺 範夫